

IMO 塗装性能基準及び同統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

IMO 塗装性能基準及び同統一解釈に関する事項

改正理由

- (1) IMO 塗装性能基準（決議 MSC.215(82)）においては、塗装の下地処理の際に要求される塩分濃度の測定について、ISO 8502-9 に従い注射器等を用いた計測方法とすることが規定されている。この計測方法に関し、より効率的な自動塩分濃度計測器の使用について、IMO において議論が行われてきた。

その結果、2010 年 11 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会（MSC88）において、自動塩分濃度計測器を用いた計測方法（NACE SP0508-2010）が ISO 8502-9 と同等であることが合意され、同計測方法を塩分濃度の測定方法として追加する改正が MSC.1/Circ.1381 として承認された。

今般、MSC.1/Circ.1381 に基づき、関連規定を改めた。

- (2) IMO 塗装性能基準に対する IACS 統一解釈 SC223 について、IMO で審議が行われたところ、統一解釈中で使用される「補助検査員」の呼称が不適切であるとの意見があったことから、「塗装検査員補助員」に修正された上で、MSC88 において MSC.1/Circ.1378 として承認された。

今般、MSC.1/Circ.1378 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) NACE SP0508-2010 に基づく自動塩分濃度計測器を用いた計測方法を、有効な塩分濃度の計測方法として追記した。
- (2) 「補助検査員」を「塗装検査員補助員」に改めた。